

健康食品管理士のメディア情報に対する判断力



当協会の活動状況や理念については、発足時から多くの業界紙が報道していますのでそれなりに当協会の位置づけがなされつつあります。その一方で、メディアからは健康食品や食と健康の関係について、かなりいい加減な情報が発信されています。

そんな中、平成19年1月に発生した「納豆ダイエット番組の捏造」騒ぎを契機としてクローズアップされてきたのは、科学情報がメディアによって歪められて報道される問題で、再発防止にはどのような方策が必要かと言うことでした。

実は、健康食品管理士認定協会の立ち上げの大きな動機の一つとして、メディア情報に踊らされて必要のない食品を買いあさったり、病気が治るような宣伝に騙されたりしないよう一般市民に正しい科学的な情報を提供することができるリスクコミュニケーションの養成にありました。

前述の事件を様々なメディアが大きく取り上げている中で、毎日新聞が当協会の活動に注目し、一般市民向けに行っている活動を次のように紹介しています。

「マスメディアが流す健康情報により体調を崩す患者が増えているため、医療現場でも危機感が募っています。長村さんは二つの番組*での経験を踏まえ、個々の番組や登場する研究者を批判するよりも、適切な情報を消費者に直接説明できる人材を育成するのが先決、と考えるようになりました。そこで、他の医療教育関係者などにも呼びかけ、04年に「健康食品管理士認定協会」を設立しました。医師や臨床検査技師、薬剤師らを対象に講習と試験を行い、健康食品管理士と認定。現在までに約4800人の管理士が誕生し、患者の相談に乗るなどしています。また、協会は報道に即座に対応して正しい情報をホームページに掲載しています。昨年の白インゲン豆ダイエット騒動では、番組を制作したTBSや厚生労働省よりも先に、このダイエットの中止を呼びかけました」(毎日新聞平成19年2月2日朝刊より)

健康食品をはじめとする食にまつわる健康情報や食品添加物、残留農薬、遺伝子組み換え食品など、食全般に関する「安心・安全」情報にはメディアから出されるものを含め、非常に曖昧であったり科学的根拠が薄弱であったりしているケースが数多くあります。

当協会ではこうした情報に対し、科学(化学)的に判断を下すことができる大学教員、研究者を中心とした強力な教育委員会を組織化し、認定者からの「食の効能、安全・安心」に関する問い合わせに素早く対応してゆく体制を整えつつあります。

貴方も健康食品管理士として、こうした社会の誤った情報を監視して、一般の方に対して正しい情報を発信できる「リスクコミュニケーション」として活躍してみませんか。

(*あるある捏造問題と白インゲン豆食中毒事件)



健康食品管理士認定試験受験講座

平成19年度対面教育講座の会場と日程は、平成19年3月末で次のようになっております。なお、定員になりましたら申請期間終了前に締め切らせて頂く場合がありますのでご了承ください。

●東京会場(東京医科歯科大学) 定員100名

対面教育講座 平成19年5月26日(土)、27日(日)

申込期間 平成19年4月2日(月)～5月14日(月)

●北海道会場(北海道大学) 定員80名

対面教育講座 平成19年6月23日(土)、24日(日)

申込期間 平成19年4月30日(月)～6月11日(月)

●大阪会場(大阪大学) 定員150名

対面教育講座 平成19年6月2日(土)、3日(日)

申込期間 平成19年4月9日(月)～5月21日(月)

●広島会場(山陽女子短期大学) 定員80名

対面教育講座 平成19年9月1日(土)、2日(日)

申込期間 平成19年6月25日(月)～8月20日(月)

●名古屋会場(藤田保健衛生大学予定) 定員150名

対面教育講座 平成19年6月16日(土)、17日(日)

申込期間 平成19年4月23日(月)～6月4日(月)

●東京会場(東京医科歯科大学) 定員150名

対面教育講座 平成19年9月8日(土)、9日(日)

申込期間 平成19年7月2日(月)～8月27日(月)

※平成19年度の認定試験の日程

認定試験は、平成19年11月11日(日)に対面教育講座開催地および認定校所在地の周辺(全国30ヶ所を予定)で行います。

<http://www.ffcci.jp>

最新情報につきましてはインターネットで当協会のホームページを参照していただくか、事務局(TEL 0479-30-4744)にお問い合わせください。

健康食品管理士認定協会

〒288-0025 千葉県銚子市潮見町3番 千葉科学大学内
電話 0479-30-4744 Fax 0479-30-4778
HP: <http://www.ffcci.jp> E-mail: info@ffcci.jp

特定非営利活動法人 日本食品安全協会

NPO Japanese Association of Food science and Risk Analysis (JAFRA)

○目的

この法人は、食品・健康食品に関わる市民講座の開催、資格者の養成、教材等の開発及び安全性に関する事業等を行うことによって、消費者へ『食の安全、安心』に関する適切な情報提供と科学的な根拠に基づいた安全な摂取法や取り扱い等について指導可能なリスクコミュニケーターの育成とこの分野の振興を図り国民生活の向上に寄与することを目的とする。

○事業について

(1) 食品、健康食品等に関する学術・研修会活動の普及・啓発

※市民講座を開催し、食品・健康食品の安全性、取り扱い等を普及啓発する。

※健康に関するメディアや新聞社との協同作業

(2) 食品、健康食品等の調査・研究に関すること

※一般市民への情報発信・提供

※健康食品管理士認定協会への情報発信・提供

(3) 食品、健康食品等に関する資格者の養成とその資質向上に関すること。

※健康食品管理士の養成ほか。

(4) 教材の開発

※食品、健康食品分野のための教材の開発・作成を行う。

※健康食品のポケットハンドブックを作成

(5) 食品、健康食品の安全性の評価・規格に関すること

※食品の安全基準を独自に作成し、その認定と普及を図る。

※食品添加物協会、第三者機関との協同

※国際規格に関する評価

(6) 諸外国における食品、健康食品等に関する事業への協力と啓発。

(7) その他、前条の目的を達成するための事業

○ 理事・監事の名簿

役名	氏名
理事長	長村 洋一
副理事長	高井 克治（庶務担当）
副理事長	加藤 亮二（教育担当）
副理事長	平野 和行（渉外担当）
副理事長	松尾 雄志（安全性評価担当）
常務理事	須崎 尚（事務局担当）
理事	北市 清幸（安全性評価担当）
理事	齋藤 邦明（教育担当）
理事	棚橋 伸行（事務局担当）
監事	森山 隆則

○法人設立日 平成 19 年 6 月 22 日

○決算日 5 月 31 日

○事務所 名古屋市千種区千種 3 丁目 22 番 22 号

〔平成 19 年度における N P O 法人の主たる業務〕

1. 市民講座、市民への研修制度・・・修了証発行
2. 食品、健康食品に関する調査等
3. 食品・健康食品に関わる資格者の養成
講演会（対面教育）と通信教育
4. 食品、健康食品の規格化・安全性評価事業
5. 国際交流

○ 理事・監事の名簿

役名	氏名
理事長	長村 洋一
副理事長	高井 克治 (庶務担当)
副理事長	加藤 亮二 (教育担当)
副理事長	平野 和行 (渉外担当)
副理事長	松尾 雄志 (安全性評価担当)
常務理事	須崎 尚 (事務局担当)
理事	北市 清幸 (安全性評価担当)
理事	齋藤 邦明 (教育担当)
理事	棚橋 伸行 (事務局担当)
監事	森山 隆則

○法人設立日 平成 19 年 6 月 22 日

○決算日 5 月 31 日

○事務所 名古屋市千種区千種 3 丁目 22 番 22 号

[平成 19 年度における N P O 法人の主たる業務]

1. 市民講座、市民への研修制度・・・修了証発行
2. 食品、健康食品に関する調査等
3. 食品・健康食品に関わる資格者の養成
講演会 (対面教育) と通信教育
4. 食品、健康食品の規格化・安全性評価事業
5. 国際交流

○事例 2

患者：時期不明、43 歳の女性。糖尿病の既往歴あり、痺れがひどかったのでコンドロイチン、ビタミン E 含有の商品、ドリンク、エバラニコチネート？を服用した

症状：血糖が上昇

対応した具体的な内容：

：医師に相談

○事例 3

患者：81 歳の女性。糖尿病でインスリン治療中、娘さんから送付されたロイヤルゼリーと健康食品（ABC 酵素？）を副作用が無く身体に良いからといわれ飲み合わせて摂取。体調の悪いときは大量に摂取していた。

（滋養強壯を期待して服用したと推測）

症状：2～3 年血糖のコントロールで悪く、HbA1c が 8～13%と変動（正常値 4.3～5.8%）、食事指導を強化したが改善されない。

対応した具体的な内容：

：医師に報告し服用を中止させた。

○事例 4

患者：時期不明。48 歳の男性、2 年前に糖尿病の既往歴あり、ハイゲンキが体質改善に良いと聞き購入し 4 ヶ月ほど服用した

症状：湿疹

対応した具体的な内容：

：自ら服用をやめたら徐々に湿疹が消えた。

○事例 5

患者：時期不明。59 歳の男性、20 年前にネフローゼの既往歴あり、 γ GTP のみ少し高めであったので健康増進のためマリアアザミを服用

（ γ GTP が高めなので、肝機能改善の期待できる健康食品を服用したと推測）

症状： γ GTP が 400 IU/L 台へ急上昇（正常値 10～50IU/1（男性））

対応した具体的な内容：

：服用を中止するようにアドバイスをしたら、元に戻った。

○事例 6

患者：平成 13 年 1 月ごろ、50 歳の女性、高血圧症の方で降圧剤を服用し、さらに外国製のニュースキンを服用

（健康増進を期待して服用したと推測）

症状：肝臓障害（AST 591 IU/1（正常値 7～38IU/1）、ALT 1899（正常値 4～44IU/1）、 γ GTP626（正常値 9～2IU/1））

対応した具体的な内容：

：医師に相談後、病院を紹介した。

○事例 7

患者：時期不明。男性で高血圧症の方が、イチョウ葉エキス、Q10、コウズを服用した

症状：皮膚のかゆみ
対応した具体的な内容：
：対応しなかった。

○事例 8

患者：平成 18 年前後、73 歳の男性で糖尿病、リウマチの既往歴あり、グアバ茶を服用

(抗糖尿病の作用を期待して服用したと推測)

症状：軟便になった。
対応した具体的な内容：
：対応しなかった。

○事例 9

患者：時期不明。70 歳の男性、尿漏れを気にし始めて方で、通販のノギリヤシを服用(前立腺肥大の改善作用を期待して服用したと推測)

症状・：ふらつきがあり、起き上がれずにいた。
対応した具体的な内容：
：とりあえず服用を中止した。

○事例 10

患者：20 代の女性、既往歴なし、ゴーヤ茶を飲み始めた。

(健康増進を期待して飲んでいたらと推測)

症状：肝機能値が上昇（基準値内である）、γGTP が高めになった。
対応した具体的な内容：
：対応しなかった。

○事例 3

患者：現在、20 年間疲れやい 60 代の女性、時々クラクラするという事でクロレラを服用した。

(滋養強壮効果を期待して服用したと推測)

症状：立ちくらみやふらつき、時々気分が悪くなった。これといった病名がわからないで 1 年近く入院している

対応した具体的な内容：
：健康食品は必ずしも体にいいだけとは限らないと伝えたが、信用して服用していたが、入院後はクロレラの服用をやめた。

以上

「健康食品」の安全性確保に関する意見募集に対して寄せられたご意見等について

平成19年9月
医薬食品局食品安全部基準審査課
新開発食品保健対策室

「健康食品」の安全性確保に関して、平成19年7月11日から同月31日まで、ホームページ等を通じてご意見・情報を募集したところ、10件のご意見等をいただきました。

お寄せいただいたご意見につきまして次のとおりまとめました。なお、とりまとめの便宜上、適宜集約させていただいております。

また、これらご意見等につきましては、平成19年9月12日開催の第3回「健康食品」の安全性確保に関する検討会で報告され、これを踏まえてご検討いただいております。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

主なご意見の概要は、以下のとおり。(取りまとめに当たっては、内容が重複すると思われるものを適宜整理している。)

(1) 健康食品の名称や位置付けに関するもの

- ・健康に資する食品という意味ならば全ての食品がそう言えるので、特定の食品を指して「健康食品」という名称を使うこと自体が(言葉として)おかしい。
- ・安全性・有効性の科学的根拠が乏しい「いわゆる健康食品」については、「健康食品」という呼称を使用することを規制してはどうか。
- ・「いわゆる健康食品」の定義が必要である。
- ・検討会においては、健康食品を「食品」として取扱うかどうかも含めて検討して欲しい。
- ・健康食品は医薬品の範疇に含めて規制すべきである。
- ・海外では健康食品に対して医薬品的な規制をかけているのではないか。

(2) 健康食品の安全性確保のための方策に関するもの

- ・健康食品の原料について、関連法規や国内外の使用実績を元に安全性指針を作成すべきである。
- ・健康食品 GMP を医薬品のように法的に明確にすべきである。
- ・成分の安全性確保や市販後報告等、EU や米国のサプリメントに関する規制をわが国でも参考にしてはどうか。
- ・将来的には「健康食品法」の制定、製造・販売事業者の届出制度の導入等が考えられる。
- ・健康食品の安全性に係る第三者認証制度について、国が直接制度化に関わることは、規制緩和路線に反するのではないか。
- ・輸入食品に対する食品衛生法の規制を厳格化すべきである。
- ・製造業者に対して、販売前の安全性評価を義務づけるべきである。
- ・原材料の安全性確認と最終製品の安全性確認とは別に行われるべきである。
- ・保健機能食品以外の健康食品については、製造事業者はその製造方法、賞味期限、一日当たりの摂取量、他の食材との「食べ合わせ」等について科学的検証を行うべきである。
- ・健康食品に関しては、摂取量によるリスク、医薬品との相互作用(食べ合わせ)について更に検証が行われるべきである。
- ・日健栄協の JHFA マークで定める規格基準では、生薬やハーブについても重金属・大腸菌群等について規格が定められており、これに最新の知見に基づく見直しを加えれば十分に安全性が担保される。
- ・平成17年1月31日以前に国内に広く流通した食品であって健康被害発生報告のないものについては、既存の食品と同等の安全性があると見なすことができ、それ以外の新規の食品成分とは区別して取扱われるべきである。
- ・健康食品に起因する健康被害の大半は、無承認無許可医薬品によるものと過剰摂取による

ものである。

- ・生薬・ハーブについては食経験があり、一日当たりの摂取目安量が確立されているため過剰摂取のおそれはない。
- ・最近話題となった健康食品について、健康被害を未然に防止できなかったかどうか検証を行うべきである。
- ・中国産の無承認無許可医薬品について、国内の原材料輸入メーカーに注意するよう指導すべきである。
- ・健康食品製造事業者の健康食品に対する知識が十分でない。
- ・健康食品に起因する健康被害についても、医薬品と同様の被害者救済制度を設けるべきである。

(3) 健康食品の表示に関するもの

- ・食品であっても過剰摂取による問題が生じうるものについては注意喚起表示を行うべきである。
- ・「健康食品」として販売されている食品には医薬品的な表示を行っているもの等があり問題である。
- ・消費者へ正しい製品使用情報を伝達するため、薬事法の規制を緩和し、製品の使用方法の欄に「便秘」「下痢」等の表示ができるようにして欲しい。
- ・機能表示や摂取方法等の表示の適正性の確保が重要。
- ・特定保健用食品の摂取上の注意表示の義務付けが厳格すぎる。健康食品は医薬品とは違い効果の期待感を楽しむ食品であり、安全性確保のための規制を厳しくし過ぎることのないようにして欲しい。
- ・原材料の原産国表示が必要である。

(4) 健康食品に対する監視・指導に関するもの

- ・薬事法・健康増進法違反に対して積極的に監視指導・公表を行って欲しい。
- ・テレビ番組等の行き過ぎた健康情報の氾濫を規制して欲しい。
- ・健康食品の広告で使用前・使用後の写真等を掲載するのは効果に対する誤認を招くので禁止して欲しい。

(5) 普及啓発に関するもの

- ・小中学校等における正しい食生活の普及啓発が必要。
- ・一般の食品（食材）であっても、医薬品に指定されている成分が含まれている場合があるということについて、消費者に認識されるようにすべきである。

(6) その他

- ・ 検討会の委員に健康食品の開発・品質管理等に生産者として直接関わった人間がいないのではないか。
- ・ 食薬区分の決定に当たっては、摂取量によって安全性・有効性が変化することを考慮すべきである。
- ・ 鉄を含有する健康食品と肝機能の関係について研究を行い、表示の義務づけ等の措置を実施すべきである。
- ・ 平成18年に厚労省が食品安全委員会に提出したアガリクスに関する諮問資料について、安全性だけでなく有効性に関する資料も提出・公表すべきである。